

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(市町村課) 一

○母子福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援課) 一

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二

○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課) 二

○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

(農業振興課) 二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
第十四条子育て支援課の分掌事務の項第十二号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同項第十三号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。
第四十条第七項第二十三号及び同条第九項第十号中「母子福祉」の下に「及び父子福祉」を加える。

別表第三母子福祉センターの項中

母子福祉センター

を

母子・父子福祉センター

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。
第十一条第十項中「母子福祉資金貸付金」の下に「父子福祉資金貸付金」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

母子福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

母子福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

母子福祉センター条例施行規則(平成十七年宮城県規則第一百五十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

母子・父子福祉センター条例施行規則

第一条中「母子福祉センター条例」を「母子・父子福祉センター条例」に改める。

第三条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次にように改正する。

第三十条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次にように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次にように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。